

# 工業用水道事業給水条例違反処分要綱

(平成 24 年 5 月 1 日局長決)

(最近改正 令和 3 年 4 月 1 日)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は大阪市工業用水道事業給水条例（昭和 34 年大阪市条例第 20 号。以下「給水条例」という。）第 32 条各号に定める違反処分に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事例)

第 2 条 給水条例第 32 条第 1 号及び第 3 号に定める違反の具体事例については、次に掲げる行為をいう。

- (1) 中止栓の無届使用
- (2) メータ代替等による補足管又はゴムホースなどでの使用
- (3) メータを逆方向へ設置したとき
- (4) メータを無断で取り外して水道を使用したとき
- (5) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき
- (6) 公設消火栓の不正使用
- (7) 料金・手数料などを不当に減じる目的でなされた水栓と推認されるもの
- (8) メータ外から分岐しての使用
- (9) 無許可又は無届による配水管穿孔
- (10) 加圧ポンプとの直結
- (11) 井河水その他の供給管との直結
- (12) 残存給水管からの無届引込み
- (13) メータ外無届工事
- (14) メータ内無届工事
- (15) 無届撤去工事
- (16) 給水条例第 8 条に定める基準に不適合な給水管を使用したとき
- (17) 使用材料等の虚偽の届出

## (違反処理)

第 3 条 局長は、給水条例第 32 条各号に掲げる違反（以下「違反行為」という。）があった場合には、現状確認を行い、その内容を記録する。

2 違反行為を行った者（以下「違反者」という。）は、必要事項を記入した

現状確認書（様式1）を局長に提出する。

- 3 局長は、違反者に是正を求め、又は当該給水施設を切斷することができる。
- 4 違反行為が悪質で詐欺罪等にあたると局長が判断した場合は、警察の協力を得る。

（大阪市工業用水道事業給水条例違反調書の作成）

第4条 前条第1項による現状確認後、局長は、大阪市工業用水道事業給水条例違反調書（様式2）を作成し、必要な場合は設計書等の資料を添付する。

（大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書及び弁明の機会付与通知書の交付等）

第5条 違反行為の事実が確認できたものについては、局長は違反者に対し、大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書（様式3）を交付する。

- 2 行政手続法第13条第1項及び大阪市行政手続条例第13条第1項の規定による弁明の機会を付与するため、局長は前項に掲げる通知書の交付と同時に弁明の機会付与通知書を交付する。

（ほ脱料金）

第6条 給水条例第32条第1号に掲げる違反行為により、料金の徴収を免れた者があったとき、局長は料金の徴収を免れた期間（以下「ほ脱期間」という。）を調査し、「工業用水道点検収納等事務要綱」第5条の規定によりほ脱期間に使用した水量を認定して、徴収を免れた料金（以下「ほ脱料金」という。）を算出する。

- 2 局長は、算出したほ脱料金を算出根拠も含め違反者へ説明する。ただし、違反者が算出根拠における異議を申し出た場合、客観的にみて正当性が認められるものであれば、ほ脱料金を変更することができる。
- 3 ほ脱料金確定後局長は、違反行為の概要、ほ脱料金の金額及び納付期限などを記して違反者へ通知し、工業用水道料金納入通知書兼領収証書及びご使用明細表により請求する。

（過料）

第7条 局長は、給水条例第33条の規定に基づき、過料の金額を別表により算定して、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書（様式4）を違反者へ交付し、納入通知書により過料の納付を請求する。

(給水停止)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、局長は違反者に対して、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書（様式5）を交付し、指示に応じない場合は給水停止を執行する。

- (1) 第3条第3項に規定する是正に応じないとき
- (2) ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき
- (3) その他、給水条例違反に対する本市の求めに応じないとき

2 局長は給水停止を執行した場合、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書（様式6）を違反者へ交付する。

附 則

1 この要綱は平成24年5月1日から施行する。

2 「大阪市工業用水道事業給水条例違反水栓処分要綱（平成17年4月1日局長決）」は廃止する。

附 則

この要綱は平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第7条関係)

項目区分	内容区分	決定基準	決定基準の細目	納付者
1 料金過料	(1) 中止栓の無届使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	ア 使用期間が3か月未満の場合 ほ脱料金の3倍の額を徴収する	使用者又は所有者等
			イ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合 ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			ウ 使用期間が6か月以上の場合 ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(2) メータ外から分岐しての使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	エ 使用期間が3か月未満の場合 ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			オ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合 ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			カ 使用期間が6か月以上の場合 ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(3) その他	使用期間にかかわらず、ほ脱料金の5倍 ただし、5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。	キ その他悪質と認められるもの (ア) メータを逆方向へ設置したとき (イ) メータを無断で取り外して水道を使用したとき (ウ) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき (エ) 公設消火栓の不正使用 (オ) 暴行強迫等を行ったとき	

項目区分	内 容 区 分	決 定 基 準	決 定 基 準 の 細 目	納 付 者
2 工事過料	(1) 無許可又は無届による配水管穿孔	50,000円	1孔ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(2) 加圧ポンプと直結	50,000円	1台ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(3) 井河水その他の供給管との直結	50,000円	1件ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(4) 接合ミス	10,000円以上50,000円以下	工業用水道の給水管を、他の供給管と間違えて接合した場合をいう。1件ごとに、10,000円を徴収する。ただし、簡単な注意を怠ったことによる接合ミスの場合には、1件当たり、20,000円以上とする。	使用者又は所有者等
	(5) 残存給水管からの無届引込み	25,000円以上50,000円以下	残存管とは、廃栓または焼跡等の残存給水管をいう。原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(6) メータ外から分岐しての使用	25,000円以上50,000円以下	前号の例による	使用者又は所有者等
	(7) メータ外無届工事	30,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、30,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(8) メータ内無届工事	20,000円以上50,000円以下	<p>ア 同一メータ内で2栓以下の追加工事をした場合は、20,000円を徴収する。</p> <p>イ 同一メータ内で2栓をこえる追加工事をした場合は、1栓ごとに5,000円を加算して徴収することとし、20,000円を限度とする。ただし、悪質な違反と認められるものについては、30,000円まで徴収することができる。</p> <p>ウ 同一メータ内で、給水方式を変更した場合及び受水槽容量等の変更により給水施設を改造した場合は、25,000円徴収する。</p> <p>エ 他の給水施設のメータ内から分岐させて引込み工事をした場合、原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。</p>	使用者又は所有者等
	(9) 無届撤去工事	25,000円以上50,000円以下	<p>ア 給水管の口径が100mm以下のものは、25,000円を徴収する。</p> <p>イ 給水管の口径が100mmをこえるものは、50,000円を徴収する。</p>	使用者又は所有者等

項目区分	内容区分	決定基準	決定基準の細目	納付者
3 その他過料	(1) 中止栓の無届使用	25,000円以上50,000円以下	(中止栓に補足管、ゴムホース等を取りつけて使用する場合をいう。) 原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者
	(2) 虚偽の届出その他	25,000円以上50,000円以下	(配管状態、使用材料の虚偽の届出、故意のメータ逆付等をいう。) ア 虚偽の届出等にあっては、悪質の程度等諸般の事情を勘案のうえ決定する。 イ 故意のメータ逆付けについては、50,000円を徴収する。	届出者
	(3) 目的外使用	10,000円以上50,000円以下	工業以外の用及び雑用水以外の用に供する場合をいう。 ア 飲用に供していることが判明したにもかかわらず使用を続けた場合は、使用期間の長短にかかわらず50,000円を徴収する。 イ 飲用に供していることが判明し直ちに給水を停止するなどの措置を行った場合には、30,000円を徴収する。 ただし、当局に対して報告を行った場合には、10,000円まで減額することができる。 ウ 飲用以外の目的外使用の場合には、30,000円を限度として徴収する。	使用者
	(4) 販売・転売	10,000円以上50,000円以下	給水を他のものに販売・転売した場合は50,000円を徴収する。 ただし、軽易な違反と認められる場合は、10,000円まで減額できる。	使用者

備考

- 1 料金過料は、使用者又は所有者等が違反の意思を持って中止栓を使用した場合、料金の徴収を免れるために給水施設を加修した場合及び料金の徴収を免れるために第三者に給水施設工事を施工させた場合の外、料金の徴収を免れるために暴行強迫等の不正行為を行った場合等、使用者又は所有者等の責に帰すべき客観的事実が認められる場合に徴収する。
- 2 料金過料と工事過料あるいは、料金過料とその他過料は、併科することができる。
- 3 工事過料とその他過料を併科することはできない。(重きに従って処分する。)
- 4 過料の決定基準によりがたい場合は、営業企画担当課長又は給水課長と協議する。

## 現状確認書

年　月　日

(提出先)

大阪市水道局長

住　所　　区

氏　名

次のとおり、大阪市工業用水道事業給水条例第32条第\_\_号の規定に違反していることを確認いたしました。

給水施設所在地	区		
ご使用者名	様		
お客様番号			
マスタ番号		水栓番号	
現状確認日時 年　月　日　時　分		現状確認者	
違反概要			
備考			

様式1（裏面）

大阪市工業用水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第32条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき
- (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第33条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

年 月 日

事業所名

大阪市工業用水道事業給水条例違反調書					
発見年月日		年 月 日	発見者 (所属・氏名)		
給水施設	所在地	区			
	所有者(使用者) 住所氏名				
	水栓番号	号			
	お客様番号		マスタ番号		
違反工事	施工年月日	年 月 日			
	施工者 住所氏名				
違反概要					
違反調査及び処理等	現状確認・聴取調査年月日	年 月 日	現状確認・ 聴取調査者		
	聴取調査概要				
	証拠写真有無 (撮影日)	有 ( 年 月 日 ) ・ 無	切断等の是正 (いずれかに○)	処置	未処置
備考					

大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書

様

給水施設所在地 \_\_\_\_\_ 区

ご使用者名 \_\_\_\_\_ 様

お客様番号 \_\_\_\_\_

マスター番号 \_\_\_\_\_

水栓番号 \_\_\_\_\_

上記の給水施設は、\_\_\_\_\_のため、大阪市  
工業用水道事業給水条例第32条第1号の規定に該当しております。

なお、弁明をするときは、別紙の「弁明の機会付与通知書」を参照してください。

大阪市工業用水道事業給水条例（抜粋）

(違反処分)

第32条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、  
その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき
- (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反  
したとき

第33条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円  
以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

年　　月　　日

大阪市水道局長

(担当)

様式4  
工 水

年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書

大阪市工業用水道事業給水条例第 32 条 号の規定に該当しますので、同条例第 33 条の規定に基づき、次のとおり過料を決定します。

記

1 給水施設所在地 \_\_\_\_\_ 区

2 ご 使用 者 名 \_\_\_\_\_ 様

お客様番号 \_\_\_\_\_ マスタ番号 \_\_\_\_\_ 水栓番号 \_\_\_\_\_

3 過 料 の 金 額 \_\_\_\_\_ 円

4 納 付 期 限 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 納 付 方 法 別添の納入通知書による

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

様式5  
工 水

大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書

給水施設所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

ご 使用 者 名 \_\_\_\_\_ 様

お客さま番号 \_\_\_\_\_

マス タ 番 号 \_\_\_\_\_

水 案 番 号 \_\_\_\_\_

1 年 月 日付で決定しました\_\_\_\_\_を納付期限までにお支払いいたしておりません。

つきましては、納付期限を 年 月 日まで延期しますので、必ず期限内にお支払いください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、大阪市工業用水道事業給水条例第32条の規定により給水を停止します。

2 給水停止はご不在でも執行します。

3 給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は一切責任を負いません。

年 月 日

大阪市水道局長

(担当)

大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書

様

給水施設所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

ご 使用 者 名 \_\_\_\_\_ 様

お客さま番号 \_\_\_\_\_

マス タ 番 号 \_\_\_\_\_

水 栓 番 号 \_\_\_\_\_

1 ご使用の給水施設は、 \_\_\_\_\_ のため、大阪市工業用水道事業給水条例第32条第\_\_\_\_\_号の規定により給水を停止しました。  
なお、給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は責任を負いません。

2 給水停止解除等の連絡につきましては、下記担当までお問い合わせください。

年 月 日

大阪市水道局長

(担当)

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。